

公益社団法人高知県看護協会 会館管理規程

(目的)

第1条 この規程は、高知県看護協会会館(以下「会館」という。)の管理及び秩序の維持に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(使用の許可)

第2条 会館は、次に掲げる開館日及び開館時間に使用を許可する。ただし、公益社団法人高知県看護協会(以下「本会」という。)会長(以下「会長」という。)が必要であると認めた場合は、当該開館日及び開館時間以外に使用を許可することができる。

- (1) 開館日 月曜日から金曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年第178号)に規定する日及び年末年始(12月29日から1月3日までの日をいう。))を除く。)
- (2) 開館時間 午前8時30分から午後5時まで

(使用の許可手続き)

第3条 会館を使用しようとする者は、本会に会館使用許可申請書(様式第1号)を提出し、許可を得なければならない。

- 2 会長は、前項の申請書が提出された場合、適当と認めるときは会館使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。
- 3 会長は、許可に際し必要な条件を付することができる。

(使用者の範囲)

第4条 会館を使用できる者は、次に掲げるいずれかに該当するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 看護職の職能団体
- (3) その他会長が適当と認めるもの

(目的以外の使用等の禁止)

第5条 使用の許可を得たもの(以下「使用者」という。)は、許可を得た目的以外に使用し又はその使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の取り消し)

第6条 会長は、次に掲げるいずれかに該当するときは、許可を取り消し、使用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても本会は賠償の責を負わない。

- (1) 会館使用許可申請書に不正又は虚偽があったとき
- (2) この規程に違反したとき
- (3) 第3条第3項の規定に基づく許可条件に違反したとき
- (4) その他会長が必要と認めたとき

(使用料)

第7条 使用者は、別表に定める使用料に消費税を加えた額を、会館使用後に本会からの請求書を受け取った日から2週間以内に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 会長は、次に掲げるいずれかに該当するときは、前条に規定する使用料を全額免除することができる。

- (1) 本会の会員が主催者の代表者であり、かつ参加者全員が本会の会員である場合
 - (2) 本会の会員が看護職のために行う研修会又は行事に使用する場合
- 2 会長は、次に掲げるいずれかに該当するときは、前条に規定する使用料を2分の1免除することができる。
- (1) 本会の関係団体が看護職のために行う研修会又は行事に使用する場合
 - (2) 町内会等地域の団体が地域活動のために使用する場合

(使用者の心得)

- 第9条 使用者は、本会の指示に従い、会館内の公序・良俗を守り、他人に迷惑にならないように注意するとともに、施設の設備又は備品を破損又は紛失してはならない。
- 2 故意又は過失によって設備又は備品を破損又は紛失した者は、その損害を本会に賠償しなければならない。
 - 3 使用者は、使用後直ちに設備等を整備し、原状に復さなければならない。

(補則)

第10条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、会長の決裁による。

附 則

この規程は、平成24年4月14日から施行し、各規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成24年7月14日から施行し、各規定は平成24年4月1日から適用する。

この規程は、平成27年5月14日から施行する。

この規程は、令和4年4月9日から施行する。

この規程は、令和4年5月14日から施行する。

この規程は、令和5年10月13日から施行し、令和5年10月1日から適用する。

この規程は、令和6年2月10日から施行する。

附 則(令和6年10月11日)

この規程は、令和7年1月1日から施行する。